

議案第17号

志摩市情報公開条例の一部改正について

志摩市情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市情報公開条例の一部を改正する条例

志摩市情報公開条例(平成16年志摩市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第15条中「当該審査請求が明らかに不適法であるとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求人の主張を全部認容する場合(当該公文書の公開について、反対意見書が提出されている場合を除く。)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、実施機関に対してなされている審査請求に係る取扱いについては、なお従前の例による。